

259-9又



1200701754914

259

9又



始



527

每年二回改正 版權所有

東京遊學案内 上篇

全	二	冊
下	中	上
篇	篇	篇
入	各	遊
學	學	學
試	校	者
驗	の	の
問	規	指
題	則	針
定	定	定
價	價	價
金	金	金
拾	貳	拾
五	拾	五
錢	錢	錢

東京遊學案内

目次

上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備

○遊學の目的
 ○志操の變換
 ○中學の素養

第二章 受験の格例

○國語と漢文
 ○英語と獨語
 ○數學の諸科
 ○地學の歴史
 ○博物學
 ○物理學
 ○習字及體操
 ○身體の檢査

目次

目次

○年齢の制限……………二一

第三章 學費の概算

○東脩又は入校金……………二三

○月謝又は授業料……………二四

○月俸及び下宿料……………二五

○書籍及び筆墨紙料……………二六

○制服制帽調製費……………二六

○年額及び月額の比較……………二七

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限……………一九

○分科大學と大學院……………二一

○學習院と華族女學校……………二一

○陸海軍の諸學校……………二二

○官立高等諸學校……………二三

○私立専門各學校……………二四

第五章 着京の注意

○東京遊學の季節……………二四

○各學校の學年學期……………二五

○東京迄の鐵道旅行……………二六

○東北鐵道……………二六

○東海鐵道……………二八

○甲武鐵道……………二八

○總武鐵道……………二九

○山陽鐵道……………三〇

○九州鐵道……………三〇

○各港汽船……………三一

○旅行中の身邊警戒……………三二

○着京後の乗車注意……………三三

○鐵道馬車と勸工場……………三七

第六章 都下の學事

目次

三

三九

○東京市街の二大區別……………三九

○低部市街と高部市街……………四〇

○官公私立學校の位置……………四〇

○官立學校の學事要領……………四一

○公私立學校の學事要領……………四二

第七章 學校の種類……………四五

○官立高等諸學校……………四五

○私立專門各學校……………四八

○公私中等諸學校……………四九

○公私高等女學校……………五一

第八章 宿所の選定……………五二

○風儀振肅の良策……………五二

○下宿の戸數及び人員……………五三

○最良の寄宿舍と其學校……………五四

○寄留届と區役所……………五五

第九章

衛生の注意

○信書發送と郵便局……………五六

○都會と病院源……………五九

○著名の病院……………五九

東京遊學案内目次終

東京遊學案内

上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備

東京は我が帝國の首府にして、學術技藝の淵藪なれば、教育の施設備らざるなく、政治、法律、經濟、産業、兵備に關する要務より、醫學、文學、宗教、科學、美術、工藝に至るまで、一技一能を修習して、社會に立たんと欲する者筈を負うて、悉、皆、この東京に來らざるなし。

然るに都下の學校は、種類極めて多くして、其の性質も複雑なれば、地方少年諸君には、容易に良否を判つ能はず。是に於てか、吾等は、此等少年の便宜を圖りて、『東京遊學案内』を發刊し、明治二十三年以來、毎歲、東京の學事を網羅し、大は官立學校の諸規則試験問題等より、小は私立學校の教員生徒數までも、其の新しきも

の必要のものは、一も、此中に收めざるなし。

本年も、亦、春夏の交より、最新しき事實を蒐め、しかして、毎年初夏の頃は、最も多く遊學者の都會に屬集する季節に當り、各學校が入學の試験を舉行する時なるが故に、吾人は期に先ちて諸君の爲めに第十三版を發刊し、我が帝國の次代の國民、即ち遊學者諸君の爲めに、冀くは東道の主人となりて其責任を盡さむとするなり。

○遊學の目的

諸君。諸君が上京の望を懐くに至りしは、諸君將來の榮達に取りて、疑ひもなく大なる影響をなすことならんが、諸君は先づ其遊學の目的に就て思考を凝らし、又其遊學の方法に關して、宜しく周密なる計畫と熟慮とを凝らさずばあるべからず。東京にある遊學者、殊に素封家の子弟にありて免れ難き缺點は、即ち目的を定めずして只漫然と上京し、遊學數年、徒らに何の爲すこともなく日を送りて、遂に遊蕩の社會に墮落し、爲めに非常の迷惑を父兄に及ぼすの多きは是なり。

又將來の目的を假に定めて出でたる者も、中途に志操を變換し、朝に法律を學ぶと思へば、又夕には兵學に志し、今日實業を目的として銳意勉學しつゝあるも、更

に明日は文學に望を轉ぜずとも限るべからず。

○志操の變換

附和雷動、流行を趁うて屢々志望を轉じ易きは、少年者流に免れがたき一大弊習には相違なきも、畢竟するに郷里にありて、未だ充分に遊學の目的定まらざる中に上京したる結果にして、是等は遊學者自身に取りても、又其父兄の爲めにも、甚だ不利益なることなれば、未だ遊學の必要もなきに、思想定まらざる少年を漫然東京に送ることは、極めて危険なりと謂はざるべからず。

これに加ふるに、東京は兎に角人口百五十萬以上と謂はるゝ大都會なれば、耳目に觸るゝ所のものは、悉皆誘惑の種子ならざるはなく、爲めに餘程の着實なる老成人も、時としては岐路に陷迷ふこと尠なからねば、况してや血氣定まらざる少壯子弟を簸弄して、之を誘ふも亦免れがたきことなるをや。

有心無心ものづから世間の刺戟は少年を岐路に誘ふの種子なるに、これを監督し掣肘すべき父兄は、山海幾百里の遠きを隔て居ることなれば、意馬心猿の狂ふ所、嗚呼復た何物かこれを遮ぎらむ。

西に迷ひ東に漂ひ、輻輳澎湃たる直中たゞなかにありて、遂には恐るべき波浪の爲めに、幾百千丈とも底知れぬ所に埋没し了せられたる、世間幾多の少年が絶えず續出する事情を思へば、吾人は遊學者自身の爲め、又其父兄諸氏に向ひて、深く將來を警戒するの必要なるを感ぜずむばならず。

○中學の素養

それには子弟を東京に遊學せしむるの前に當りて、府縣の中學校其他に於て充分思想を發達せしめ、氣質確定して容易に動かざる時に及びて、大都に遊學せしむる外に復た良策もあらざるべく、又府縣立中學校は東京にある民間私立の尋常中學校に比較して、其設備は完全に、又其普通學なるものは、概して確實周密なる基礎を有するものなれども、獨り外國語學の如きは大都に若かざるものなるが故に、志操堅固なる少年ならば、早きに及んで上京するも左程の危険を感ぜざるべし。

第二章 受験の格例

斯くて愈々上京を利益と認むるに至りたらば、笈を負うて闕下に遊ぶは諸君の自

由なりと雖も、諸君は成るべく郷里に於て、若くは府縣の學校に於て其目的とせる學校の入學試験に應じ得べき力を養ふを勉めらるべく、國語、漢文、作文は、東京に於てなすよりは、寧ろ地方にある中に學ばるゝ方利益ならむ。

○國語と漢文

國語といへば、通例は和文の意味に解せられ、殊に官立學校中、第一高等學校と高等師範學校及東京美術學校の如きは、左に記載せる諸書の中より其一節を採萃して、之に解釋を施さしめ、又彼の和文の文法をも試験することありと雖も、實業を主とする各學校は普通の假名交り文を以て即ち國語の標準とし、而して其力を試むるには多くは作文科の中に於てし、別に試題を設けざるが從來の習慣なるが如し。

國語科

訓讀、解釋、文法、假名遣(神皇正統記、徒然草、竹取物語、土佐日記、十六夜日記、方丈記、落合小中村日本文典)

尙此外に時としては伊勢源氏の如きものを課せらるゝことあるべきも、是等は多く意とするに足らず、尋常中學卒業の力ある者は、太平記源平盛衰記等のものより、進んで高等なる和文に及ばば他は顧みるの價なからむ。

又漢學は經書よりは寧ろ史籍に力を用ひ、事實に重きを置かずして、其文章に眼を注ぎ、兼て勁拔簡潔なる假名交文を作らむ爲めには、是非とも漢文の口調を學び、彼の優婉なる和文と對して、剛柔並び行く心得あるべし。陸海軍の學校にては、主として漢文に力を盡し、優美柔弱なる和文の類をば排斥するの傾向なるは、固より然るべきことなるべし。

漢文科 白文訓點及解釋(日本外史、日本政記、十八史畧、史記列傳、左傳、孟子、正文章軌範等)

○英語と獨語

又外國語は英佛獨の三つの中にて、其一を撰んで主要なる第一外國語として之を課し、各官立學校の入學試業には外國語に最も重きを置くが如く、而して多くの學校に於て通例採用するものは、即ち英語科の一種なりとす。

地方の尋常中學は、普通科及和漢學乃至數學の點に於ては、遠く東京府下にある私立の尋常中學に優るとするも、彼の外國語に至りては却て是に劣るが如し。されば地方より上京のものは、暫く中等教育を主とする私立中學にありて、英語もしくは獨佛語の補修をなす方利益なるべし。

英語科

歐文和譯、和文歐譯、讀方、書取、文法、會話(ロンケマンの第四第五第六讀本、ユニオンの第四讀本、ス井ントン萬國史、サツケンス英國史、ス井ントン萬國七大家文、マコーレーのクライブ傳並にヘスチング傳、ジョンソンのラセラス傳、フランクリンの自叙傳、サウシーのチルソン傳、ロビンソンクルーソー、ス井ントン文典、シーモル文典、ジクソン會話篇等)

ロイヤル、ナシヨナルの讀本は當時餘りに用ゐられず、アーピングのスケッチブックは風俗を害するとして斥けられ、フランクリンの自傳の如きは最も重要なものとして到る處に用ゐられ、海事に關係ある學校にては殊にサウシーのチルソン傳を重用するの傾きなりとか。

但し専門に學理を修め、若くは醫術を學ばんとせば、英語よりは獨逸語の方遙に學術の履修に適し、又英語科より入るものも、實業界に立たざる限りは、到底獨語を幾分か學ばざるを得ざるが故に、地方少年は餘力を以て此科目にも相當の力を盡すこと肝要なり。

獨語科 歐文和譯、和文歐譯、讀方、書取、文法等(エンケリン第三第四第五讀本、シルレル詩文集、アンドレー萬國史、クルーゲ文學史、ハイセイ文法書等)

第二章 受験の格例

作文科にては純精の和文若くは漢文を課せず、普通の假名交りを用ゐて、記事、論説、書牘の類を試みるが通例なるも、彼の外國語の試験には歐文を以て文章を作らしめ、もしくは歐文和譯を以て作文の科に換ふるもあるべし。

○數學の諸科

數學科は外國語と共に少年諸君が至難の科目とする所なるが、今日にては高等の科學を修め、或は又陸海軍の兵學に通ぜむとする者にありては、數理の知識は是非とも缺くべからざる所なれば、諸君は專志思を潜めて、此科を豫修するの要あり。

數學科

算術、代數、幾何、三角術 (上野の初等近世算術、藤澤の算術教科書、寺尾の算術教科書、佐久間の近世算術、田中の算術教科書、藤澤飯島の代數學教科書、スミスの代數學、並に長澤宮田の合譯、シヨプターの幾何學、並に遠藤の譯、菊池の初等幾何學教科書、ケーシーの平面三角、並に上野清の譯、ト、ハンターの平面三角等)

○地理と歴史

尙此外に地理歴史も其一通りは必要なるべく、博物及物理化學は其初步だけは豫め學ばずしては、不都合ならむ。

地理科

日本地理、萬國地理及地文 (矢津の日本地誌、及萬國地誌、山上の新撰日本地誌、萬國地誌、及地文學)

歴史科

日本歴史、支那歴史、西洋歴史 (萩野の日本歴史、市村瀧川合著の支那史、磯野の世界史、天野の萬國歴史、辰巳の萬國史要等)

○博物物理及び化學

地理と歴史とは、記載的知識の中にて重要な位置を占むることは何人も否認し能はざる所のものなり。殊に世界の上に立ちて、この帝國の利益を進め、其面目を保たんと欲せば、地理と歴史とは充分に知らざるべからざるものなるが、尙實業の社會に立ち、又は學理の研究をなして、世を利益せむと欲するものは、動植物石の天産物並に自然の現象を支配する自然定律を講究して、知識を磨かずはあるべからず。

博物科

動植物金石大意 (富士谷の礦物學教科書、松村、三好、齋田等の各植物學教科書、石川、飯島の各動物學教科書、山縣の生理學教科書、吳の人身生理學等)

物理學

自然界の物理現象及定律 (木村の中物理學、水島の物理學、ステュアート物理學等)

化學科

無機界の化學現象及定律 (吉田の新撰化學教科書、レムゼンの化學等)

博物學は多く事實を記するが故に之を學ぶに難からざれども、物理化學に至りて

は、理法を究むるものなる故に其講究は容易ならず。然るに從來學者の知識は具象的のみ止まりて、抽象的知識に進まず、彼の數學を輕視して語學に全力を盡すが如く、獨り事實を重んじて理法を究めざるが故に、高等専門の學術を修むる素養缺乏して、尠なからざる弊害を醸生しつゝあるが如し。勿論事實は理論の基礎にて、空理空論は寸毫も諸君に利益なしと雖も、物理、化學、生理の如きは、皆實驗に基づきて思索をなしたるの結果なれば、これを輕視して學ばざるは大なる誤りなりと謂ふべし。

○習字 圖書 及び 體操

尙此外に入學試験の場合に入用なるものは、習字、圖書、及體操なるが、殊に體操に至りてはこれを課せざる所もあれど、官立學校に入らむとするには、是非とも身體検査を受けざるべからざるが故に、諸君はこゝに留意して、其健康を保つ道を講ぜずはあるべからず。

習字科 楷行草三體(長三洲千字文、村田の勸語帖、陳情表、出師表等)

圖書科 自在畫、器械畫、投影畫(柳の中學習畫帖、佐々木の中學習畫帖、平瀬の用器畫法、投影

畫法、川端の毛筆新畫帖、淺井の彩畫初歩)

體操科 柔軟體操、兵式體操(體操教範、歩兵操典、野外要務令)

○身體の検査

又此身體の検査と共に、入學試験に要する資格は、即ち年齢の如何にありて、各學校の規則に於て定められたる範圍の外は、採用せざるものなれば、左の格例に照準して、これに後れざらむやう注意することも肝要なるべし。

陸軍士官學校	年齢十八年以上二十五年以下	東京郵便電信學校	年齢十六年以上二十年以下
陸軍中央幼年學校	同 十五年以上十八年以下	東京美術學校	同 十六年以上二十五年以下
海軍兵學校	同 十六年以上二十年以下	東京専門學校	同 十七年以上
東京工業學校	同 十七年以上二十五年以下	東京府尋常中學校	同 十二年以上
東京商船學校	同 十五年以上二十一年以下	成城學校	同 十四年以上二十三年以下

○年齢の制限

此年齢の制限は、各官立學校にありては極めて嚴重なるものにして、身體検査の中にて殊に注意を要するは、肺患其他の病因の有無なり。又陸海軍學校にては視力の強弱に留意すること甚だ嚴重なるものなるが、すべて官立學校に入學せんとす

る者は、府下にて最も確實なる身元保証人を立つるを要し、其證人は正副二人、もしくは一人にして、公民の資格を具ふる者たるべし。若からざれば學校に於て適當なりと認むる所の位地を有するか、職務を帶ぶる者たることを要するが故に、諸君は在郷の日に於て、豫て證人を立つる準備をなし、其上京に先ちてこれを定めずはあるべからず。

勿論民間の學校にては左程に六ヶ敷き規則を設けず、一戸を立つる者ならば、證人たるに妨げなく、年齢の長幼、身體の強弱、是等も格別制限を設くる次第にはあらず、又學力の多少に就ても、私立學校は一般にこれが檢定をなさざるが多く、業を受くるに足るだけの學力あらば入學に差問なきことなれども、獨り官立學校は上に述べたる一切の資格を具ふるにあらざれば、入學せしめざるが故に、諸君は豫て夫れだけの準備をなすの必要あるべし。

第三章 學費の概算

又遊學者諸君の爲めに最も大切なることは、學資支辨の道にして、多きは一ヶ月

拾貳圓、又少くも八圓を多く下らざる範圍に於て、夏期休業の二ヶ月を除き、毎年十ヶ月間の支出を標準として、一ヶ年間八十圓乃至百二十圓の供給を受くるの道を立てざるべからず。勿論從來物價の一般に低廉なりしときは、能く一ヶ月六圓の學資を以て支ふるものなきにあらざりしが、近年は物價非常に騰貴して從來の比にあらざるが故に、如何に質素を旨とするも、八圓以下の學資にては到底目的を達すべからず。

依て諸君の參考に供へむが爲め、試みに今其費目を擧げ來りて、一々必要の度を示し、以て愈遊學を實行せらるべき手引きをなさむに、其支出額の中に於て、先づ第一に必要なるは即ち入學の束脩なるべし。

○束脩 又は 入校金

私立の學校にては、生徒入學の際に於て、束脩又は入校金と稱するものを徴收し、官立學校に於ては、束脩なるものを受けざる代りに、入學試験料を要するもの多きが故に、いづれにしても第一に、諸君は此種の入學金若くは入學試験料を徴收せられざるべからず。

尤もこれは入學の際、一度に限るものにして、毎月納むるにもあらざれば、格別學費の支出に對して影響あるにもあらざれど、其束脩の定額は、壹圓乃至當今は壹圓五十錢までを限りとし、官立學校の場合に於ては壹圓乃至三圓の試験料を要するなるべし。

帝國大學	入學受驗料	金五圓	授業料	月額	金貳圓五拾錢
高等學校	同	金三圓	同	月額	金壹圓五拾錢
高等商業學校	同	金三圓	同	年額	金貳拾五圓
東京工業學校	同	金貳圓	同	年額	金拾五圓
東京美術學校	同	金壹圓	同	年額	金拾圓
東京專門學校	束脩	金壹圓	同	年額	金拾九圓
明治法律學校	入校金	金貳圓	月謝	同	金壹圓參拾錢
東京法學院	束脩	金貳圓	授業料	年額	金拾四圓參拾錢
慶應義塾	入社金	金三圓	同	月額	金壹圓七拾五錢
國民英學會	入會金	金壹圓	月謝	同	金壹圓
濟生學會	束脩	金參圓	月謝	同	金壹圓八拾錢
早稻田尋常中學校	同	金壹圓	同	同	金壹圓五拾錢
明治女學校	同	金貳圓	同	同	金壹圓貳拾錢

○月謝 又は 授業料

次は毎月の月謝にして、私立學校は一般に壹圓乃至多きも壹圓二十錢迄を定額とし、官立學校にては授業料として毎月壹圓乃至貳圓若しくは貳圓五拾錢を定日に於て徴收し、これが納附を怠れば、保證人をして代納せしむ。尤も官立學校にては、授業料をば一ヶ月拾圓、拾五圓、貳拾五圓の數種に定め、夏期休業の二ヶ月を除き、其餘の十ヶ月に配當して分納せしむるが常なれど、高等商業學校にてはこれを春秋二期に分ち、美術學校にては年額を四期に分ちて納めしむ。

○月俸 及び 下宿料

次は毎月の月俸にして、これは學校の寄宿舎に住するもの、食料及び宿料として納むる所のものに係り、又市中の下宿屋より通學するものは、月俸を要せざれども其代り下宿料として飲食の費用を支拂はざるべからず。

而して通例寄宿舎にては凡そ五六圓の月俸を納め、下宿屋にては五圓五拾錢乃至七圓五十錢前後の下宿料を拂ふを例とす。

月俸若しくは下宿料の中には、座敷料をも含有し、通例それにて毎月の食費宿料とも支ふるを得れども、尙此外に塾費として二十錢乃至三拾錢、若しくは校費教場費と

として、これに相當せる月額を徴收せらるゝ所あるべし。但し其様なる學校にては、却て月俸の方に於て其負擔を低額に止め、又彼の座敷料として二圓乃至五拾錢を求むる所の下宿屋にては、食料として最低額僅に五圓を受くるが故に、いづれにしても諸君の負擔に格別相違する所なかるべきか。

此外寄宿舍下宿屋に於て諸君の擔當すべきものは、石油と炭代の二つなるが、これは一ヶ月一圓前後と算すれば澤山なるべく、夏期に際しては炭代に於て輕減するを得るが故に、石油のみとなれば四拾錢前後と算當して然るべきか。

○書籍及び筆墨紙料

さて其次に必要なるは、筆墨紙料、書籍費なるが、書籍といふも格別に高價なるものにあらざれば、年額拾五圓にして事足るべく、筆墨紙料をこれに見込みて月額三圓位もあらば、郵便税や其外は此餘りにて充分なるべく、別に雜費の壹圓もあれば、諸君は焼芋豌豆の買食ひに小遣錢の多きを誇り、又は新聞雜誌など毎朝食後窓前に披きて餘裕を示すことを得べきか。

○制服制帽調製費

尙此外に官立の學校ならば、制服を着用するの例なるが、冬服にても七八圓、夏服ならば六圓未滿、制帽の價壹圓半、外套十圓として、靴、靴下、襯衣、股引等五圓もあらば、普通の服裝をなすを得べきか。

然しそれとても、一ヶ年冬夏の二季に於て僅か二回、夏は外套を用ふるを要せず、其服裝も輕便なれば、大に費額をも減するなるべく、而して諸君も上京後直ちに官立の學校に入學するといふ譯にもあらねば、斯かる制服の出費を言立て、都下の事情に不案内なる父兄を奇貨として威嚇するなど、さる不都合はなさぬものぞ。

東京遊學の書生の中には、無闇に書籍の購求を名として、一度に拾圓以上の費用を臨時に取寄する不埒者あり。醫學生などは、器械の購求若くは顯微鏡の必要を言立て、大枚五拾圓などいふ觸れ込みをなして父兄を驚かし、尙且つそれにも満足せず、病氣大至急金送れ、爲替は電信にてと迫り、種々様々の口實を以て、遊蕩上の軍用金を徵發する者も多けれど、是等は却て遊學の中止歸省を促す種にて、事實暴露の曉には、學費停止の原因となるべきものなれば慎み給へ。

尙又多くの書生の中には、衣服を飾り、酒食に耽り、月額二十圓以上を要して、

紳士を氣取れる者趣きにあらねど、遊ぶに忙はしきものは勉強の暇なく、是等の書生が學校に於ける座席の低きに過ぎたると、缺席日數の多きとは、決して諸君が見習ふべき良き儀範にはあらざるべし。

これを要するに成業の日までは、諸君は嚴正なる學生の低級生活^{まがろしん}を成遂ぐべくして、決して絹布の衣服を纏ひ、時計、持物に綺羅を飾り、偽造紳士の境遇に落ちて、素志を失ふが如きことあるべからず。

遊學數年、諸君にして此心得を失はざる限りは、高等諸學校は謂ふも更なり、よし大學の課程に進むも、諸君は月額拾二圓乃至拾五圓位を以て兎も角其業を卒るを得べし。

○年額及び月額の比較

今左に學費[○]を[○]通算して、夏期休業の二ヶ月を省き、斯くして年額月額の比較をなすときは、左の計數を得るなるべく、是に由て之を觀るに、諸君は來學の初めに於ては、僅に月額七八圓の月俸を以て二三年を維持することは容易なるべく、次第に學業の進むに従ひ、多少の増額を要すとするも、月額拾圓より拾二圓までの範圍に

於て修業を成し得ることは難からざるべし。

授業料	月額	年額
寄宿料	金壹圓乃至貳圓五拾錢	金拾圓乃至貳拾五圓
書籍費	同	同
筆墨紙料	同	同
諸雜費	同	同
總額	同	同

勿論此外に、入學金壹圓以上を要するも、これは一時の事なれば、別途支出として算すべく、官立學校に入りたる後は、被服料^{△△△}として一ヶ年貳拾圓乃至三十圓位を要するも、是等は成業に近き頃の別途豫算に過ぎざれば、斯許りの費用は惜むに足らず、父兄諸君も喜びてこれを出だすに吝ならざるべく、卿等も苦學の褒賞として、其位の要求を提出するに何の遠慮には及ばざるべし。

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限

第四章 修學の年限

上京の準備、學費の概算と、共に諸君の一考すべきは、上京の後、成規の學科を履修するに、凡そ何程の年月を要すべきかといふことは是なり。勿論専門の學校に入學せらるゝ前に於て、普通の學科を修めむが爲め、尋常中學校を程度とせる豫備科若くは受験科の中等教育を受くるを要し、是等の學校を卒業するには左の年限を要すれども、諸君が豫め地方に於て優等生として尋常中學校を経由せられたるものならば、都合よくゆけば、一躍して高等の學校に入るを得べく、然らざるも、英漢數の三科に於て長足の進歩をなしたる少年は、出京の後、幾分か短日月の間に於て、其受験科を卒るを得べし。

東京府尋常中學校	五ケ年	郁文館	五ケ年
同城北尋常中學校	五ケ年	成城學校	六ケ年
日本中學校	五ケ年	早稻田尋常中學校	五ケ年
東京府開成尋常中學校	五ケ年	商工中學校	五ケ年
錦城學校尋常中學	五ケ年	正則尋常中學校	五ケ年

是に由て之を觀れば、豫備の受験科を卒業するに、通例五六ケ年を要し、如何に早くとも三四ケ年を要するものなるが、是等は高等官立の學校に入るの準備に止ま

り、私立の専門科へ進まんとせば、一年乃至二三年の課程を卒りたる上は、優に入學の資格を得べし。

○分科大學と大學院

さて愈々高等なる官立學校に入りたる上にも、其卒業には少からざる時日を費さざるを得ずして、尙其上に分科大學に入りて、こゝに三年若くは四年の歳月を送り、進みて大學院に入りてこれを終らむとせば、大抵三十歳以上の年齢に達せざるべからず。博士の稱號を幸に買ひ得て社會の上流に立たむとするには、抑も困難なる次第にあらざや。

尋常中學校	五ケ年	大學豫科	三ケ年
高等學校		法科、醫科	各四年
分科大學		研究科	五ケ年以上
大學院		工科、理科、文科、農科	各三ケ年
通計			十六ケ年乃至十七ケ年

○學習院と華族女學校

學習院の如きものは、普通の學校と其趣の異なる所多きことは謂ふまでもなき所

なるが、尙小學科を卒業して、大學科までの成業には、前後十八年の長日月を學窓の下に送るを要し、上流貴族の子弟にありては、少からざる苦學なるべし。

學 習 院	初等學科	六ケ年	中等學科	六ケ年	高等學科	三ケ年
	大學科	三ケ年	通計	十八ケ年		
華族女學校	初等高等小學科	各三ケ年	初等高等中學科	各三ケ年	通計	十二ケ年

○陸海軍の諸學校

陸海軍諸兵科の學校は、其豫備科より通算すれば初級上官となる迄には、八九ヶ年の歳月を費し、尙陸海軍大學校を卒りて高級士官となるまでには、前後屢々經歷を積み、十餘年の星霜を軍隊生活に要すべし。

成城學校	豫科	二ケ年	尋常科	三ケ年	高等科	一ケ年
地方陸軍幼年學校		三ケ年				
中央陸軍幼年學校		二ケ年				
陸軍士官學校		一年四ケ月				
通計		六ケ年四ケ月乃至七ケ年四ケ月				
海軍豫備校		五ケ年				
海軍兵學校		四ケ年				
海軍機關學校		四ケ年				

通 計 九ケ年

○官立高等諸學校

尙他の官立學校の修業年限を示すときは、概ね次に示すが如く、これに受験科を合算すれば、七八年の歳月を要せむ。

高等師範學校	文科理科	各三ケ年				
女子高等師範學校		四ケ年				
高等商業學校	豫科	一ケ年	本科	三ケ年		
東京工業學校	染職工科、窯業科、應用化學科等		本科	各三ケ年	現業實習	各一ケ年
東京商船學校	航海科	五年五ケ月	機關科	五ケ年		
東京郵便電信學校	郵便科	二ケ年	電信科	二ケ年		
東京美術學校	豫備科	一ケ年	各本科	四ケ年		

○私立専門各學校

私立の各種専門學校は、概ね三年前後を以て其年限となすものにて、長きも五ヶ年を出づるものは、寥寥數ふるに足らざる程にて、又短きも二年を下るは、是亦珍らしき所なるべし。されば豫備科を合算するも、多くは五ヶ年にして成業すべく、又當人の心掛け次第に依りて、三年の時日を學窓に送るときは、大抵卒業の成果を

得て、故郷に歸ることを得べきか。

東京専門學校	政治科、法律科、行政科、文學科	各三ヶ年
明治法律學校	法律科	三ヶ年
東京法學院	英語法學科、邦語法學科	各三ヶ年
專修學校	法律科、理財科	各三ヶ年
和佛法律學校	佛語法律科、邦語法律科	各三ヶ年
慶應義塾	普通科	五ヶ年
國民英學會	正科	二年半
哲學館	豫科	一ヶ年
東京物理學校	豫科	一ヶ年
攻玉社海軍豫備學校		五ヶ年
濟生學舎		三ヶ年
私立藥學校		二ヶ年
東京農學校		三ヶ年
東京工手學校	土木、機械、電工、造家、造船、探礦、冶金、製造舎密	各科二ヶ年
		高等科 三ヶ年
		英文學科 一ヶ年
		本科 二ヶ年
		大學部各科 三ヶ年
		夜學科 二ヶ年

第五章 着京の注意

○東京遊學の季節

學費の概算も己に了り、修業の年限も定まりぬ。斯くて愈々遊學とこゝに相談整はば、熟々將來の目的を定めて、誤りなきや否やを確め、それと見込みたる學校の學年若くは學期の初めに、先づ半月の餘裕を見込みて郷里を立たるゝこと良策たるべし。

○各學校の學年學期

學年といふは、多くの場合九月十一日より起算して、翌年七月十日に至る十月月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾學期となすが通例なれど、又其中には、曆年を以て稀れには學年の標準とし、或は四月一日より始むる所もあるべければ、是等は、本書の中篇に於ける各學校の規則を見て其消息を知るべきなり。

官立學校にては、初夏の交、即ち每學年の終りに於て、次年度の新入生を試験してこれを入學せしむると、偶々補充試験をなして臨時に募集することゝ、この二つの外、如何なる時も決して入學を許さざれば、時期を失うて悔い給ふな。

私立學校は、多くの場合、只の一人にても試験して、或は全く試験なしに、入學せしむる慣例なれど、中途入學は損ありて益なく、時としては、次の學期に又修學

を繰返す場合も起るべきが故に、相成るべくは、是れも亦學年始業の初めに於て、入學せらるゝが利益なるべし。

○東京迄の鐵道旅行

かくて遊學の季節に迫らば、愈々諸君は愛すべき郷里を出で立ちて、雄々しくも此東京に來らるゝならむが、吾人は是等諸君の爲めに、先づ鐵道の便利を示して、以て上京の手引をなすべし。

諸君。諸君は東京より以西のものならば、東海鐵道線に由りて、新橋停車場を指さるゝなるべく、又東京より以北ならば、日本鐵道會社所有の、奥羽若くは直江津線にて、上野停車場を指さるゝなるべし。

○東北鐵道線

上野は東京の北端にありて、遠く青森と相距ること四百五十六哩に餘り、其途中大宮より直江津に向ふ支線もあり南千住を経て、陸前濱街道に出づる支線もありて、交通甚だ便利なり。

青森東京間哩數瀛車賃

東京 青森間	四五六哩	三圓六十六錢	東京 白河間	一一五哩	一圓十八錢
同 三戸間	三八四哩	三圓八錢	同 宇都宮間	六五哩	七十九錢
同 盛岡間	三二九哩	二圓六十四錢	同 小山間	四七哩	五十八錢
同 一關間	二七三哩	二圓十九錢	同 古河間	三七哩	四十六錢
同 松島間	二三二哩	一圓九十八錢	同 大宮間	一六哩	二十錢
同 仙臺間	二一七哩	一圓九十一錢	同 浦和間	一二哩	十五錢
同 白石間	一八九哩	一圓七十七錢	同 赤羽間	六哩	八錢
同 福島間	一六八哩	一圓六十六錢	同 王子間	三哩	五錢
同 郡山間	一三九哩	一圓三十九錢	同 田端間	二哩	三錢

高崎直江津間哩數瀛車賃

高崎 直江津間	一一七哩	一圓五十五錢	高崎 上田間	四九哩	六十七錢
同 高田間	一一二哩	一圓四十九錢	同 輕井澤間	二四哩	三十五錢
同 長野間	七一哩	九十五錢	同 横川間	一八哩	二十五錢

平東京間哩數瀛車賃

東京 平間	一三二哩	一圓三十二錢	東京 土浦間	四二哩	五十一錢
同 勿來間	一一六哩	一圓十八錢	同 取手間	二五哩	三十一錢
同 水戸間	七四哩	八十九錢	同 松戸間	一二哩	十五錢
同 友部間	六三哩	七十七錢	同 南千住間	四哩	五錢

○東海鐵道線

又新橋は東京の南にありて、神戸を距ること三百七十六哩、この間に設けたる東海鐵道線にては、大抵一哩に付金壹錢の割合を以て乗車賃を算定するの成規なれば、諸君は哩數に據りて直ちに其賃錢を知ることを得べきか。

神戸東京間哩數涼車賃

東京	神戸間	三七六哩	三圓七十六錢	東京	濱松間	一六七哩	一圓六十八錢
同	大坂間	三五六哩	三圓五十六錢	同	静岡間	一〇二哩	一圓二十錢
同	京都間	三二九哩	三圓二十九錢	同	興津間	一一〇哩	一圓十錢
同	草津間	三一二哩	三圓十二錢	同	岩淵間	一〇一哩	一圓一錢
同	彦根間	二八八哩	二圓八十八錢	同	沼津間	八六哩	八十六錢
同	大垣間	二六三哩	二圓六十三錢	同	御殿場間	七一哩	七十一錢
同	岐阜間	二五四哩	二圓五十四錢	同	國府津間	四九哩	四十九錢
同	名古屋間	二三五哩	二圓三十五錢	同	大磯間	四三哩	四十三錢
同	大府間	二二三哩	二圓二十三錢	同	大船間	二九哩	二十九錢
同	岡崎間	二一〇哩	二圓十錢	同	横濱間	一八哩	二十錢
同	豊橋間	一九〇哩	一圓九十錢	同	品川間	三哩	四錢

○甲武鐵道線

東京以西甲斐に到らんとする街道なり。甲武鐵道線ありて、飯田町停車場を起點として、八王子まで開通したれば、甲州街道より來るものは、これによるを便利とす。

飯田町八王子間哩數涼車賃

飯田町	新宿間	四哩	六錢	飯田町	立川間	二〇哩	二十七錢
同	國分寺間	一七哩	二十二錢	同	八王子間	二六哩	三十五錢

○總武鐵道線

銚子より佐倉及千葉を経て、東京本所に至るものを總武鐵道線といひ、一ノ宮より千葉に出るものを房總鐵道線といふ。今房總半島より上京せんとする者の爲に、その道程をこゝに示せば、左の如し。

銚子東京間哩數涼車賃

東京	銚子間	七一哩	九十三錢	東京	千葉間	二二哩	二十七錢
同	成東間	四四哩	五十六錢	同	船橋間	一一哩	十四錢
同	佐倉間	三一哩	四十錢	同	市川間	六哩	八錢

一宮千葉間哩數涼車賃

千葉 一宮間 二六哩 三十六錢
 同 茂原間 二二哩 二十八錢
 千葉 大網間 一四哩 十九錢

○山陽鐵道線

馬關以東神戸までは山陽鐵道の線路にして、其内徳山神戸間はすでに全く開通し、徳山以西は漁船を以て當分鐵道の缺を補ひ、門司に至りて九州鐵道に接続せり。其乗船の賃錢は門司徳山間九十錢なりとす。

徳山神戸間哩數漁車賃

神戸 徳山間	二五八哩	二圓八十錢	神戸 姫路間	三四哩	四十六錢
同 廣島間	一八九哩	二圓十錢	同 明石間	一一哩	十六錢
同 岩國間	二五一哩	二圓三十五錢	同 舞子間	八哩	十一錢
同 尾道間	一三七哩	一圓五十錢	同 須磨間	四哩	六錢
同 岡山間	八九哩	一圓十錢	同 兵庫間	一哩	一錢

○九州鐵道線

彼の八代より門司までは九州鐵道の線路にして、四國及び九州には尙開通に至らざる線路少なからず。尤も小倉より後藤寺間、鳥栖より武雄間は近頃開通に至りたれども、其他は尙開鑿の最中なりとす。

熊本門司間哩數漁車賃

門司 八代間	一四三哩	一圓七十二錢	門司 博多間	四七哩	五十七錢
同 熊本間	一一二哩	一圓四十六錢	同 小倉間	七哩	九錢
同 久留米間	六九哩	八十四錢			

されば神戸以西にありては、瀬戸内海の附近及び四國九州沿海の人々は、海路直ちに大阪に航するもの多く、又北海道奥羽の邊より上京せむとする人々は、海路直に横濱を指して出發する者も多かるべし。

○各港漁船便

依て是等の人々の爲めに、日本郵船會社及大阪商船會社に屬する漁船の船客運賃を示せば、大畧左に記す如くなるべし。

日本郵船會社漁船各港横濱間の船賃

横濱 神戸間	三圓	横濱 小樽間	六圓
同 門司間	五圓	同 函館間	三圓五十錢
同 長崎間	七圓	同 秋濱間	二圓
同 豊島間	七圓	同 四日市間	一圓五十錢
同 琉球間	十一圓	同 伊豆八丈島間	五圓

着京の注意

同 基隆間

十三 圓

同小笠原父島間

六圓五十錢

大阪郵船會社瀛船各港大阪間の船賃

大阪 馬關間

二 圓

大阪三津ヶ濱間

一圓六十錢

同 三田尻間

一圓九十錢

同 多度津間

一圓二十錢

同 徳山間

一圓九十錢

同 高松間

一 圓

同 廣島間

一圓六十錢

同 徳島間

八十二錢

同 尾ノ道間

一圓二十錢

同 洲本間

三十三錢

同 大分間

二 圓

同 鹿兒島間

五 圓

此海陸の哩數、乃至瀛船或は瀛車の乘込賃錢を參考すれば、凡そ何程の費用を以て上京し得べきやを知るに足るべく、又此海陸の通路を知らば、比較的便利なる海港若くは停車場を自由に選ぶことを得て、諸君は少しの支障もなく、最も安全迅速にこの帝國の大都に入りて、旅行を終ることを得む。

○旅行中の身邊警戒

かくて東京に着きたる後は、先づ第一に、親戚又は知り合ひの懇意の家を訪はるるなるべく、然らざれば、旅宿を求めてこれに投宿せらるゝならむが、途中は謂ふまでもなく、瀛車の中、若くは停車場の如き人込みの所に於ては、掏摸其外の惡漢に

狙はれぬやうに氣を著け玉へ。

彼の掏摸といふ一種の鼠賊は、人の懐中にある紙入は勿論、袂の中の臺蝦口までも、何時しか知らぬ間に抜き取ることを、諸君の驚く程巧者なものなり。瀛車鐵道馬車などにて側に在る男には、毫も油断なく、話の間にもウカとして手に乗ることはし給ふべからず。

又着京後、繪草紙屋、寫真屋等の前に立ちて、錦繪さては撮影等に現を抜かし、之を購はむとして懐中に手を入るゝときは、早やすでに掏摸の持行きたる後にして、悔むも甲斐なき事あれば、これには充分に用意をなして、警戒怠りあるべからず。

○着京後の乗車注意

尙東京に着きたる時、各停車場より府下各區に至る人力車賃錢表を示すときは、大凡左に記する如くなれば、諸君は適宜斟酌して、代價を拂はるゝを可なりとす。

自新橋停車場至府下各區賃錢

京橋區	最近三錢乃至最遠七錢	芝區	三錢乃至十五錢
日本橋區	六錢乃至九錢	麻布區	七錢乃至十五錢

第五章 着京の注意

神田區	九錢乃至十二錢	四谷區	十二錢乃至二十三錢
本郷區	四錢乃至二十五錢	赤坂區	五錢乃至十八錢
下谷區	十二錢乃至十九錢	牛込區	十四錢乃至二十錢
淺草區	十一錢乃至二十錢	小石川區	十三錢乃至二十二錢
本所區	十二錢乃至二十一錢	麴町區	四錢乃至十三錢
深川區	十一錢乃至二十五錢		

自上野停車場至府下各區賃錢

下谷區	最近四錢乃至最遠八錢	神田區	五錢乃至九錢
本郷區	四錢乃至十四錢	日本橋區	八錢乃至十二錢
小石川區	十錢乃至二十二錢	京橋區	十一錢乃至十五錢
牛込區	十一錢乃至二十錢	芝區	十四錢乃至二十四錢
麴町區	十錢乃至十六錢	淺草區	五錢乃至十二錢
四谷區	十四錢乃至二十三錢	本所區	九錢乃至十六錢
赤坂區	十五錢乃至二十四錢	深川區	十三錢乃至二十五錢
麻布區	十六錢乃至二十三錢		

自飯田町停車場至府下要區賃錢

神田區	四錢乃至十一錢	日本橋區	十錢乃至十四錢
本郷區	五錢乃至十二錢	京橋區	十二錢乃至十七錢

下谷區	九錢乃至十二錢	芝區	十六錢乃至二十二錢
淺草區	十二錢乃至二十錢	麴町區	六錢乃至十二錢
本所區	十四錢乃至二十錢	小石川區	六錢乃至二十錢
深川區	十六錢乃至二十五錢	牛込區	五錢乃至十六錢

自本所停車場至府下要區賃錢

本所區	四錢乃至十錢	淺草區	九錢乃至十六錢
深川區	五錢乃至十四錢	下谷區	二十三錢乃至二十七錢
日本橋區	九錢乃至十三錢	神田區	十錢乃至十五錢
京橋區	十二錢乃至十七錢	本郷區	十三錢乃至二十八錢
芝區	十七錢乃至三十錢	麴町區	十五錢乃至二十一錢

又上京の際、若くは當座は、容易に車には乗らぬこととし、若し已むを得ず、人力車に乗らむと欲することあらば、左の里程に照準して、一里七八錢の割合に、成るべく値切りたる上に於て、乗車することとし給ふべし。

茲に示せる所の里程は、市内日本橋を起點として、これより各地に至る間の距離を指示せるものなれば、是に據りて遠近の里程を測ること必要なり。

日本橋 萬世橋間 十五丁 日本橋 神田錦町間 十四丁

日本橋 小川町通間 十二丁
 同 巢鴨間 一里十五丁
 同 駒込富士前間 一里十八丁
 同 上野公園地間 三十二丁
 同 根岸御行松間 一里十丁
 同 淺草公園間 三十三丁
 同 淺草橋場間 一里十丁
 同 目黒停車場間 二里半
 同 品川驛間 二里
 同 池上本門寺間 三里半
 同 千住驛間 二里
 同 三田臺間 一里
 同 高輪泉岳寺間 一里半
 同 赤坂離宮間 一里

日本橋 駿河臺間 十六丁
 同 本郷湯島間 廿八丁
 同 帝國大學間 三十三丁
 同 王子停車場間 二里三丁
 同 板橋驛間 二里餘
 同 内藤新宿間 二里餘
 同 本所小梅間 一里八丁
 同 兩國圓向院間 十七丁
 同 深川富岡八幡間 二十八丁
 同 芝愛宕山間 二十五丁
 同 宮城二重橋間 十五丁
 同 櫻田門間 十八丁
 同 九段招魂社間 二十六丁
 同 牛込神樂坂間 一里餘

尤も人力車營業には、所謂辻待と宿車とありて、宿車ならば一里につき十四五錢の割合なるべく、辻待車夫はこれに比し殆ど半價にて應ずれども、又時として非常なる不當の價を追求して、不慣れの人々を困らすことあり。

斯かる時には容赦なく、これを交番の巡査に引渡して、非違を訴ふること必要な

れども、不知案内と見るときは、彼等の爲めに幾分か醜弄せらるゝの不快もあれば、相成るべくは、上京の初は、人力車を待たずして歩行すること、却て諸君の爲めなるべし。

○鐵道馬車と勸工場

これに反して便利なるは、即ち鐵道馬車にして、本社は芝區汐留に置かれ、分社は下谷山下にありて、乗合馬車を營業とし、左に掲載せる區域の間を始終間斷なく往復し、乗客取扱の丁寧なると、その賃錢の低廉なるとは、諸君の爲めに之を謀りて大に喜ぶべきことなり。

新橋 日本橋間	一區域	二十町	雷門 上野三橋間	一區域	二十二町
日本橋 淺草橋間	一區域	十六町	上野三橋萬世橋間	一區域	十三町
淺草橋淺草雷門間	一區域	十八町	萬世橋 日本橋間	一區域	十五町

この一區域といへる間は十町乃至二十町の距離を有する所にして、一區貳錢、半區ならば僅に一錢を投ずれば、極めて完全迅速に市中を乘廻して、目的の所に達することを得べし。但上等鐵道馬車ならば賃錢は此二倍を要す

又此鐵道馬車と共に、諸君に今一つ都合よきは、東京市中到る處に商品陳列所の

設けありて、所謂勸工場と名けられ、これに入るときは諸君の需要品何一つとして存せざるなく、尙又是等物品には、一々懸直なしの正札ありて、押問答の煩累なく、又此處彼處とまごつきたる上、高く買被るの危険を免れむ。普通の躰裁よき机にても、勸工場にては金七八拾錢乃至壹圓を投ずれば、諸君は容易に手に入れ得べく、又上等の本箱なども、五六拾錢より壹圓迄の範圍に於て、好むものを自由に購買するを得て、其廉價なる驚くに堪へたり。又夜具、蒲團など必要の品も、諸君は新しく作るに及ばず、すでに恰好に出來たるものにて、却て縞柄の上等なるもの、五六圓ならば何人に示すも恥かしく思はれざる、隨意のものを得るに難からざるべし。是等共同的販賣店の最も大なるものは、左に掲載せる數ヶ所にして、上野及芝公園の中なるものは、其規模宏大清雅にして、最も人の注意を惹くべき商品に富める所なり。

- | | | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| 内國商品陳列場 | 上野公園内 | 龍岡館 | 本郷切通坂上 |
| 東京勸工場 | 芝公園内 | 京橋勸工場 | 京橋銀座一丁目 |
| 洽集館 | 神田表神保町 | 銀座勸工場 | 京橋銀座二丁目 |
| 東明館 | 神田表神保町 | 九段勸工場 | 麹町區飯田町一丁目 |
| 杉山勸工場 | 下谷上野廣小路 | 牛込勸工場 | 牛込通寺町 |
| 本郷勸工場 | 本郷四丁目 | | |

第六章 都下の學事

吾人は説きて此處に至りて、諸君の爲めに今一たび東京市街の状態を示して、以て諸君の來學に裨益する所なかるべからず。

○東京市街の二大區別

東京市街を大別して、これを山の手と下町とす。前者は市街の西北を擁して、綠樹鬱蒼たる丘陵は、結構優美なる庭園と參差斷續相接し、此處には宏壯清雅なる日本風の邸宅が霞を帯びて連るあれば、又彼處には森影に雄大峻拔高潔なる西洋風の赤煉瓦が旭に映じて輝くあり。皇城、官衙、兵營等、その建築の大なるものは皆此高部地方にありて、學校、病院、教會等、公共の事に關するもの、多くは山の手に散在せり。

又其後者は皇城の東南に向ひて遠く開け、碧瓦白壁費を並べて遙に品川の大灣に

臨み、溝渠縱横、車馬絡繹、別に商業區の市街をなして物貨の賣買盛んなり。

○低部市街と高部市街

京橋、日本橋、神田、下谷、淺草、本所、深川、及芝の八區は、下町といへる低部市街に屬するが故に、世に聞えたる豪商、大賈、軒を並べて富を競ひ、殊に日本橋、京橋の如きは、東京市街の中心として、繁盛此地に及ぶものなし。

又彼の赤坂、麴町、麻布、四谷、小石川、牛込、及本郷は 所謂山の手の稱へある高部市街に屬するが故に、世に時めける顯門貴族は、皆此區域の中にありて、隠然首府の頭腦となれり。

○官公私立學校の位置

されば世間と隔絶せる都下幾百の學校も、又自ら類を分ちて其所在を異にし、東京帝國大學、學習院、華族女學校、高等師範學校、陸軍士官學校の如きは、遠く市街の俗塵を避けて、山の手近く僻在し、同じく官立學校といへども商船學校、郵便電信學校、乃至東京工業學校、又は高等商業學校の如きは、下町にありて、會社商店と相接し、慶應義塾、攻玉社、工手學校、法學院、明治法律學校以下、中等教育

の學校は低部市街と密接して、勢力甚だ盛んなりとす。

今、新遊學者諸君の爲めに、各種専門學校の名稱及位置を示し、併せて教師の員數と其生徒の數を掲げて、以て諸君の参考に資するは、無益の業にあらずと信ず。

○官立學校の學事要領

此處に委しく掲載したる官立學校の計數は、東京府廳の調査に成れる年報より、其要領を抜きたるものなり。但本書の中篇に掲ぐる所の計數とは、其出處を異にするが故に、多少の相違はありと知るべし。

學校名稱	學校所在	教師員數	生徒員數
東京帝國大學	本郷區元富士町	百七十七名	千八百三十三名
學習院	四谷區尾張町	七十一名	六百八十四名
華族女學校	麴町區永田町	三十七名	三百六十名
陸軍士官學校	牛込區市谷加賀町	百九名	五百七十八名
陸軍幼年學校	同	五十四名	三百名
高等師範學校	本郷區湯島三丁目	三十九名	二百二十八名
同 附屬音樂學校	下谷區上野公園内	十八名	七十七名
女子高等師範學校	本郷區湯島三丁目	二十三名	百三十二名

同附屬高等女學校	同	十六名	三百五十四名
第一高等學校	本郷區向ヶ岡	七十三名	八百七十七名
高等商業學校	神田區一ツ橋通町	四十一名	四百二十九名
東京工業學校	淺草區藏前片町	四十五名	二百四十九名
東京美術學校	上野公園地内	五十名	二百三十七名
東京商船學校	京橋區靈岸島銀町	二十三名	二百五十二名
東京郵便電信學校	芝公園地	二十名	百五十三名
東京盲啞學校	小石川區指ヶ谷町	十一名	百二十四名

公立學校の學事要領

次に昨年の調査に係る學事年報に據るときは、専門又は高等なる學科を教授する所の公立學校の位置、教員生徒の員數は左の如し。勿論私立學校より府廳に届出でたる所の教員生徒數の如きは、中には誇大の報告もあるべく、且つ本書中篇に掲ぐる所と大に相違せる所もあり、殊に教員の如きは、所謂各學校掛持ちの教師を算入せるものなれば、今茲に示せる教員生徒の多寡を以て、直ちに其校の盛衰良否を下する尺度となし難き場合なきにしもあらずと知るべし。

學校名稱 學校所在 教師員數 生徒員數

慶應義塾	芝區三田二丁目	二十五名	五百五十四名
同商業學校	同	八名	百三十名
東京專門學校	南豊島郡戸塚村	五十八名	八百十六名
東京法學院	神田區錦町二丁目	五十八名	千六十六名
明治法律學校	神田區南甲賀町	三十九名	八百七十三名
專修學校	神田區今川小路二丁目	五十三名	百八十三名
和佛法律學校	麴町區富士見町六丁目	六十四名	五百五名
獨逸學協會學校	神田區西小川町一丁目	十名	二百五十八名
日本法律學校	麴町區飯田町五丁目	二十名	三百二名
濟生學舎	本郷區湯嶋四丁目	二十二名	七百四十五名
東京慈惠醫院學校	芝區愛宕町二丁目	十九名	百五十八名
順天求合社	神田區仲猿樂町	十五名	三百六十四名
東京數學院	同區中猿樂町	十二名	千三百八十名
東京商業學校	神田區錦町二丁目	二十二名	二百五十四名
工手學校	京橋區南小田原町四丁目	四十五名	八百四十六名
東京物理學校	神田區小川町	十三名	二百二十二名
成城學校	牛込區原町三丁目	四十五名	千百五十五名
海軍豫備校	麴町區八重洲町	二十一名	六百七十一名
哲學館	小石川區原町	十九名	百九十三名

外國語學校	神田區錦町三丁目	六名	百八十七名
正則英語學校	神田區錦町三丁目	十九名	三百四十名
國學院	麴町區飯田町五丁目	四十九名	百四十一名
攻玉社	芝區新錢座町	二十二名	五百五十八名
國民英學會	神田區錦町三丁目	十六名	七百九十二名
國語傳習所	神田區中猿樂町	七名	二百八十名
水産傳習所	芝區三田四國町	三十二名	百八十三名
錦城學校尋常中學	神田區錦町三丁目	二十一名	五百五十三名
東京府尋常師範學校	小石川區竹早町	十六名	百五十四名
東京府尋常中學校	京橋區築地三丁目	二十七名	八百四名
東京府開成尋常中學校	神田區淡路町二丁目	二十一名	六百四十六名
東京府城北尋常中學校	麴町區飯田町五丁目	二十八名	七百三名
日本中學校	麴町區山元町一丁目	二十五名	六百四十名
商工中學校	麴町區大手町一丁目	十七名	五百五十二名
早稻田尋常中學校	牛込區牛込馬場下町	十六名	二百四十七名
正則尋常中學校	芝區公園地	十七名	二百七十九名
曉星學校	麴町區飯田町三丁目	二十四名	百五十名
明治學院	麻布區白金今里町	十六名	百六名
東京府高等女學校	神田區神田橋外	十一名	二百七十九名

四十四

女子職業學校 二十九名 四百十三名
 明治女學校 十三名 四十七名
 東洋英和女學校 十八名 七十名
 東京女學館 十三名 七十一名
 跡見女學校 十名 百六十八名

尙此外英語獨逸語漢學數學等を教授する塾舎までを舉ぐるときは、各種學校の總計は四百四十の多きに上り、二千四十名の教師を以て三万五千六百七十名の生徒を養成しつゝありとす。

第七章 學校の種類

此等多くの學校を、其設置の目的と教授の學科課目とによりて彙類するときは、先づ其第一は文部省以下各官省の所轄に係る官立諸學校にして、其種類は凡そ左の如し。

○官立高等諸學校

東京帝國大學以下左の數校は、其規模廣大、建築壯麗、學科の完備せる、課目の

深奥なる、又其校員の衆多にして教授の緻密高尚なる、我邦學校多しと雖も、決して此上に出づることなし。されば學術の秘蘊を究め、技藝の精微を盡さんとせば、帝國分科大學より進んで大學院に入り、螢雪多年以て志望を達するか、然らざれば、高等商業學校以下の學校に入りて、以て専門の科を修め、多きは十年少くも本科三年の學科を修めて望む所を遂げざるべからず。

- 東京帝國大學
- 第一高等學校
- 高等師範學校
- 女子高等師範學校
- 高等商業學校
- 東京工業學校
- 東京美術學校
- 東京商船學校
- 東京郵便電信學校

此中東京帝國大學は年額五十三萬圓以上の經常費を要し、東京工業學校、高等商業學校に至りても、一年の定額四五萬圓に下らずといへば、其設備の完全にして教科の精微なる知るべきなり。

學習院 華族女學校

學習院及華族女學校は宮内大臣の所轄にして、華族の子女を教育する所なり。殊に學習院は、他日文武の要職に立つに足るべき人材を養成し、別に大學の學科を設けて高尚なる教育を施しつゝあれば、亦高等の學校として屈指の中に數ふるを得べし。

- 陸軍大學校
- 海軍大學校
- 陸軍士官學校
- 陸軍中央幼年學校
- 陸軍戸山學校
- 陸軍砲工學校
- 海軍兵學校
- 海軍機關學校

陸軍大學校以下の諸學校は陸海軍省の所轄に屬し、他日帝國陸海軍士官以上の地に立ちて護國の大柄を握るべき將士を養成する所なり。

官立諸學校に對して嶄然民間に旗幟を立て、以て高等の學術技藝を教授するものを總稱して私立専門學校とす。

官立學校は莫大なる國費を以て設備をなし、其教師には有數の博學多識を網羅したれば、爲めに教授の方法も高尚精微を極められたれど、私立學校は日常の經費の財源に限りあれば、教授の學科課目の程度は、之を官立學校に比して更に幾等か下れるを見る。されども官立學校の本科を履修せんとせば、多くは尋常中學校卒業以上の學力を要し、これに入學を爲す迄には、地方或は都下に於て多年の準備を要するが故に、固より容易の事にあらず。隨て中途に於て志業を挫折する虞れあれば、短き年月と多からざる學費とを以て専門の學科を修めむとするものは、却て私立の學

校に入りて志業を遂ぐる者殊に多し。

○私立専門各學校

- 東京専門學校
- 東京法律學院
- 明治法律學校
- 專修學校
- 日本法律學校
- 和佛法律學校

東京専門學校等以下の學校は、東京に於て屈指の法律學校にして、三年を以て成業せしめ、判事、檢事、辯護士試験に應ぜむと欲する者は、此處に於て多くは法律の學科を修めて、以て其職に就くを常とす。

但し是等の學校には政治理財の學科を設け、東京専門學校の如きは、別に文學の一科を設けて生徒を陶冶しつゝあれば、他日文官の試補となり銀行會社員の職に就き、又は文筆に従事して糊口を計らむとする者の、入りて學ぶには適當なるべし。

- 慶應義塾
- 攻玉社
- 國學院
- 哲學館
- 國民英學會
- 正則英語學校
- 獨逸學協會學校
- 慶應義塾以下の學校は、語學、文學、數學、理學、若くは哲學を教授する學校にして、中にも慶應義塾の如きは、別に大學部の専科を設けて、法律理財文科を教授

して、中にも慶應義塾の如きは、別に大學部の専科を設けて、法律理財文科を教授

し、高等數學には攻玉社あり、國語に於ける國學院、英語に於ける國民英學會、獨逸語に於ける獨逸學協會學校等は、皆有數の學校なるべし。

- 濟生學舍
- 東京顯微鏡院
- 工手學校
- 東京商業學校
- 東京農學校
- 水産傳習所
- 東京航海學校
- 東京鐵道學校

其他醫學を速成せんとするものには、濟生學舍あり。顯微鏡に關する學藝を講習せんとするものには東京顯微鏡院あり、商業に於ける東京商業學校、工業に於ける工手學校、農業に於ける東京農學校、水産に於ける水産傳習所、航海に於ける航海學校、鐵道に關する鐵道學校の如きものは、是れ亦其道の者に取りては最も都合よき學校なり。

○公私中等諸學校

次に東京に最も多く、地方來學の少年が相争うて赴く所は、尋常中學の程度に基き、英漢數の諸科目より物理化學地理歴史其他の普通科を受くるところの、公私の中等學校とす。

私立の専門學校に入りて學ばんとする者は、格別六ヶ敷き試験を要せず、稍高等

なる普通學の智識を有する少年は、これが入學の許可を得るに格別六ヶ敷ことばなしと雖も、進んで官立の學校に入りて、大に學藝を磨かんと欲せば、是非尋常中學校の學科を卒りて、然る後に入校せざるを得ざるが故に、尙年若くして將來の大成を期する少年の競うて入學する所は此種の中等學校なりとす。

- 東京府尋常中學校 日本中學校 早稻田尋常中學校 錦城學校尋常中學
- 東京府開成尋常中學校 尋常中學郁文館 東京府城北尋常中學校 正則尋常中學校
- 商工中學校 獨逸學協會學校尋常中學校 麻布尋常中學校 郁文館尋常中學

是等多くの學校は、尋常中學の中に於て優良のもの認められ、第一高等學校、高等商業學校及び東京工業學校、東京美術學校其他の學校と聯絡し、學力優等なる卒業生は、無試験にて直ちに官立學校へ入學し得るものにして、生徒の員數最も多く、校運年を逐うて盛なり。

- 成城學校 海軍豫備校 攻玉社海軍豫備學校

其外上に掲ぐる所は、入學受験科を教授する中等學校にして、成城學校の如きものは、士官學校幼年學校其他の陸軍諸學校へ入學せむとする者の競うて集まる所なれば、校運の盛なる其比を見ざる所なり。

○公私高等女學校

以上掲載する所、多くは男子の學校なるが、女子の爲めに高等なる學科を教授する所の、公私の學校を示すときは、左に數校を數ふるを得べし。

- 東京府高等女學校 東京女學館 明治女學校 共立女子職業學校
- 跡見女學校

女子高等師範學校附屬高等女學校は、市内にて最も優良なる女學校の一に數へられ、これに次では東京府高等女學校といふものがあるが、卒業生は府縣立師範學校の女子部を卒業せるものと殆ど同等の待遇を受け、望みによりては學校の教員たるを得るの資格あり。

女子職業學校は、女子に手藝を教授する最も著名なる學校にして、其成績の顯著なる評判遠近に嘖々たり。

其他東京女學館の貴女教育、跡見女學校の國風教育、明治女學校の歐風教育、皆それ／＼の特質ありて成績良好のもの多し。

第八章 宿所の選定

學校の種類、都下の學事は、上に述べたる所を以て其大要を盡したるが、さて此次は宿所に就て諸君は周密の考慮を遂げて、これが選擇をなさざるべからず。是れには學校の寄宿舎と、市中の下宿屋の二類ありて、共に等しく學生の住居に供ふべきものなるが、規律正しき學校ならば、寧ろ寄宿舎の方を取るべく、然らざれば風儀よき下宿屋を選びて、これに居るを得策なりとす。

○風儀振肅の良策

勿論これにはいづれとも多少の弊害附纏ひ、殊には下宿屋の方に於ては、風紀監督の機制を缺きて、多くの少年を導きて惰弱怠慢とならしむる虞最も大なれば、父兄の懇意なる所に寄宿せしむるを最も安全なる方法となし、殊には女子の遊學には此方法を執ることの頗る困難なる場合に於ては、最も嚴肅なる寄宿舎を有する學校に入らしむることを第一とし、然らざれば遊學をなさしめざるの優れるに若かず。朝寝、夜深し、夜遊びの如き、下宿屋にては如何やうにも締りの附けやうのなき所、而して是等は追々に少年をして品行と風儀とを亂さしむる原因なるが、親戚懇

意の家ならば、多少遠慮といふことありて、大に其邊の慣習を防ぎ得ることもあるべきか。

○下宿の戸數及び人員

今左に東京市街の中にて最多く學生の集る所を示すときは、本郷神田を第一とし、これに次ては芝區を以て最も多く下宿屋を有するものと認むべきこと、次に掲ぐる最近の統計を見ても明かなるべく、志かして其比例は學校の多き所を以て最とし、順次遞減して僻遠の所に至るに従ひて、漸く下宿者の數を減ぜり。(警視廳調査)

本郷區	下宿戸數	下宿人員	毎戸平均人員
本郷區	四〇〇	一三七四三	三四
神田區	同	一三〇八九	三九
芝區	同	六五一三	二七
麴町區	同	五〇〇九	三四
日本橋區	同	四〇一二	四〇
京橋區	同	三二六七	三三
牛込區	同	二一七六	三二
小石川區	同	一五〇七	同
深川區	同	一一三六	同
下谷區	同	八九六	同

第八章 宿所の選定 五十三

本所區	下宿戸數	五〇	下宿人員	二七九	毎戸平均人員	五
麻布區	同	一一	同	三三一	同	二七
赤坂區	同	一一	同	一八三	同	一六
四谷區	同	一〇	同	四六	同	五

勿論是等の下宿者は悉皆學生とも限らざるべく、彼の日本橋、京橋、及深川にあり者の如きは、學生以外の人を以て其大半を満たすなるべく、下谷區なども幾分か他の種類を混入する傾向なきにあらざるが故に、東京遊學者の集る所は、神田本郷の兩區より所謂山の手と稱せらるゝ高部市街にあるが如し。

この山の手は衛生上又極めて諸君の爲めに利益あるべき所にして、所謂下町と稱せらるゝ低部市街に至りては、飲用水の不潔なる、溝渠下水の停滞せる、皆悉く病毒を蔓延するの種なれば、心ある者は、高地を求めてこれが宿所を選定し、本郷、駿河臺、九段、番町、駒込、小石川、麴町、牛込、麻布、三田臺等より、其學校に通ふがよし。

○最良の寄宿舍と其學校

又左に掲げたる學校には、兎に角管理の行届ける生徒寄宿舍の設けあれば、諸君

東京帝國大學	第一高等學校	高等商業學校	東京商船學校
東京專門學校	明治法律學校	慶應義塾	早稻田尋常中學校
成城學校	攻玉社	東京女學館	共立女子職業學校
明治女學校	跡見女學校		

○寄留届と區役所

又其宿所の定まりし後には寄留届を差出だし、若くは學校入學の際、保證人の身元に關して、區長の奥書證明を求むる如きことあるべく、從て又區役所の位置、區長の名前は豫め知らざるべからざることゝならむ。

神田區役所	錦町三丁目	所轄町村	百二十五	區長	澤 簡 徳
本郷區役所	龍岡町	同	六十四	同	風祭甚三郎
麴町區役所	麴町一丁目	同	七十五	同	富士重本
日本橋區役所	麴町二丁目	同	百四十	同	仁 杉 英
京橋區役所	日吉町	同	百八十三	同	大 森 敬 之
芝區役所	芝愛宕町三丁目	同	百三十三	同	川 崎 實
麻布區役所	麻布市兵衛町三丁目	同	五十一	同	村 木 義 方
赤坂區役所	赤坂表町三丁目	同	四十九	同	近 藤 政 利

四谷區役所	四谷荒木町	所轄町村	四十二	區長	津田彦十郎
牛込區役所	牛込鞆筒町	同	七十八	同	小島官吾
小石川區役所	小石川金富町	同	七十七	同	佐藤正興
下谷區役所	仲徒町四丁目	同	七十四	同	辻吉亨
淺草區役所	淺草馬道一丁目	同	百十六	同	辰巳小次郎
本所區役所	相生町五丁目	同	八十三	同	飯島保篤
深川區役所	深川靈岸町	同	九十八	同	石井彌六

○信書發送と郵便局

又其最寄にある郵便局電信局等を知らざる時は、郵便爲替の受取方、小包郵便の發送等に一々差悶あるべきが故に、諸君は現住所の最寄にある、是等の事務を扱ふべき局名並に位置に就て、豫知する所なかるべからず。

東京本局	所在地	日本橋區本材木町	最寄區内	日本橋區京橋區	柱函	百九十五
麴町支局	同	麴町二丁目	同	麴町區	同	六十二
飯田町支局	同	飯田町一丁目	同	麴町區	同	四十九
神田支局	同	神田須田町	同	神田區	同	八十四
本郷支局	同	本郷元富士町	同	本郷區	同	四十五
駒込支局	同	駒込東片町	同	本郷區	同	四十四
下谷支局	同	下谷山下町	同	下谷區	同	五十五

淺草支局	同	淺草馬道町	同	淺草區	同	七十四
深川支局	同	深川小松町	同	深川區	同	五十八
麻布支局	同	麻布宮下町	同	麻布區	同	四十一
青山支局	同	青山北町	同	赤坂區	同	四十一
四谷支局	同	四谷忍町	同	四谷區	同	五十八
牛込支局	同	牛込通寺町	同	牛込區	同	五十九
小石川支局	同	小石川傳通院前	同	小石川區	同	四十八
三田支局	同	芝通新町	同	芝區	同	五十六
西久保支局	同	芝神谷町	同	芝區	同	四十六
芝口支局	同	芝口一丁目	同	芝區京橋區	同	八十七
兩國支局	同	日本橋元柳町	同	同日本橋區淺草區	同	七十六
本所支局	同	本所横綱町	同	本所區	同	八十三

以上は電信爲替をも扱ふ所のものなれども、獨、芝口支局のみは、單に郵便爲替のみ取扱ふに過ぎざるが故に、讀者宜しくこれに據りて便宜其事を處するを可とす。

東京市内は郵便の發着最も迅速にして、配達度數も頻繁なるが、諸君は郵便の消印を見て、イロハ番號に注意すれば、一目以て投函の時刻を窺ひ知るべきなり。

イ便	開函時刻	前夜十一時三十七分	配達時刻	午前五時三十分
ロ便	同	午前七分三十分	同	午前九時十四分
ハ便	同	午前八時三十五分	同	午前十時十九分
ニ便	同	午前九時五十分	同	午前十一時三十四分
ホ便	同	午前十一時十分	同	午後零時五十四分
ヘ便	同	午後十二時十分	同	午後一時五十四分
ト便	同	午後一時四十分	同	午後三時二十四分
チ便	同	午後二時五十分	同	午後四時三十四分
リ便	同	午後四時	同	午後五時四十四分
ヌ便	同	午後五時十分	同	午後六時五十四分
ル便	同	午後六時十分	同	午後七時五十四分
ヲ便	同	午後七時二十分	同	午後九時四分

此處に開函の時刻とあるは、即ち所轄の郵便局が市中到る處の要所に設けられたる柱函を開函するの時刻にして、斯くして二時間を経る中に、郵便物は早已に中繼局の手に渡り、然らざれば受取人の手元に渡さることとなるなり。

第九章 衛生の注意

尙我輩が諸君に向て多少の注意を與へたきこと尠なからざる其中に、分けて諸君が平素衛生に注目して、健康を充分に保たれむことは是れなり。

○都會と病原

東京といへる大都會は又病原の巢窟にして、諸君の健康を危うし、殊に學生諸君に向て最も害毒を逞うする呼吸器病猖獗を極め、肺患に由りて斃る、市民は毎年七千人の多數に上れば、是等は諸君が用意して警戒怠るべくもあらず。

呼吸器病	七三〇七	消化器病	四八七四
神経系及五官病	六七六七	發育及營養的病	三一六九
傳染性病	三五四六	泌尿器病	八四〇

○著名の病院

尙肺患と共に戒むべきは所謂脚氣なるものにして、腦病、眼病、胃病等は、書生社會に免れざる所のものなれば、機に先ちて初發の際にこれが治療をなすを要す。茲に掲載する所のものは、東京にても著名なる官公私立の病院なれば、少しく異常

ありと知らば、是に就いて相當の治療をなさるゝが宜しかるべし。

醫科大學第一醫院	本郷區元富士町	内外科、眼科、脚氣科	醫員 五十一名
醫科大學第二醫院	神田區和泉町	内科、外科	同 二十四名
日本赤十字社病院	南豊島郡澁谷村	内外科、眼科、婦人科	同 二十名
順天堂醫院	本郷區湯島五丁目	外科、内科	同 九名
東京慈惠醫院	芝區愛宕町二丁目	内外科(貧民施療)	同 十三名
杏雲堂病院	神田區駿河臺西紅梅町	内科(肺病)	同 七名
東京府巢鴨病院	小石川區巢鴨籠籠町	精神病科	同 十八名
東京府本所病院	本所區松代町三丁目	八種傳染病	同 五名
山龍堂醫院	神田區小川町	内外科、婦人科	同 十二名
東京病院	芝區愛宕町二丁目	内外科	同 十二名
井上病院	神田區駿河臺東紅梅町	眼科	同 五名
胃腸病院	麹町區内幸町一丁目	胃腸病科	同 八名

地方來學者が第一に其健康を破る所以は、主として運動の缺乏にあれば、諸君は宜しく成るべく遠陋なる高地に宿所を定めて、通學の際、運動の不足を補ふことゝすべく、尙日曜日の休暇には、遠く郊外に杖を曳きて、英氣の源を養ふことを勉めずむばあらざるなり。

明治廿三年八月十六日印刷發行
 明治卅一年七月廿一日第十三版印刷
 明治卅一年七月廿五日第十三版發行

定價金拾五錢

版權所有

編輯者兼
發行所

大橋又四郎
 東京市本郷區上富士前町二十番地

印刷者

佐久間衡治
 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

印刷所

株式會社 秀英舍
 東京市京橋區西紺屋町二十六番地

發行所

少年園
 東京府下北豊島郡上駒込村十八及十九番地

電話番號 本局四百參拾八番

終

